

## 五、第4条第1項第6号(国、地方公共団体等の著名な標章)

国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であつて営利を目的としないもの又は公益に関する事業であつて営利を目的としないものを表示する標章であつて著名なものと同一又は類似の商標

### 1. 「国、地方公共団体若しくはこれらの機関」について

- (1) 「国」とは日本国をいう。
- (2) 「地方公共団体」とは、地方自治法1条の3にいう普通地方公共団体(都道府県及び市町村)及び特別地方公共団体(特別区、地方公共団体の組合及び財産区)をいう。
- (3) 「これらの機関」とは、国については立法、司法、行政の各機関をいい、地方公共団体については、これらに相当する機関(司法を除く。)をいう。

### 2. 「公益に関する団体であつて営利を目的としないもの」について

「公益に関する団体であつて営利を目的としないもの」であるか否かについては、当該団体の設立目的、組織及び公益的な事業の実施状況等を勘案して判断する。この場合、国内若しくは海外の団体であるか又は法人格を有する団体であるか否かを問わない。

(例)

- ① 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律による認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人（例：日本オリンピック委員会）
- ② 特別法に基づき設立された社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、特定非営利活動法人、独立行政法人（例：日本貿易振興機構）など
- ③ 政党
- ④ 国際オリンピック委員会
- ⑤ 国際パラリンピック委員会及び日本パラリンピック委員会
- ⑥ キリスト教青年会

### 3. 「公益に関する事業であつて営利を目的としないもの」について

「公益に関する事業であつて営利を目的としないもの」であるか否かについては、当該事業の目的及びその内容並びに事業主体となっている団体の設立目的及び組織等を勘案して判断する。この場合、事業が国内又は海外のいずれにおいて行われているかを問わない。

(例)

- ① 地方公共団体や地方公営企業等が行う水道事業、交通事業、ガス事業

- ② 国や地方公共団体が実施する事業(施策)
- ③ 国際オリンピック委員会や日本オリンピック委員会が行う競技大会であるオリンピック
- ④ 国際パラリンピック委員会や日本パラリンピック委員会が行う競技大会であるパラリンピック

#### 4. 「表示する標章」について

「国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であつて営利を目的としないもの又は公益に関する事業であつて営利を目的としないもの」(以下「国等」という。)を「表示する標章」には、国等の正式名称のみならず、略称、俗称、シンボルマークその他需要者に国等を想起させる表示を含む。

(例 1) 公益に関する団体であつて営利を目的としないものを表示する標章

- ① 国際オリンピック委員会の略称である「IOC」
- ② 日本オリンピック委員会の略称である「JOC」

(例 2) 公益に関する事業であつて営利を目的としないものを表示する標章

- ① 国際オリンピック委員会や日本オリンピック委員会が行う競技大会であるオリンピックを表示する標章としての「オリンピック」及び「OLYMPIC」、その俗称としての「『五輪』の文字」、そのシンボルマークとしての「五輪を表した図形(オリンピックシンボル)」
- ② 国や地方公共団体が実施する事業(施策)の略称

#### 5. 「著名なもの」について

- (1) 「著名」の程度については、国等の権威、信用の尊重や国等との出所の混同を防いで需要者の利益を保護するという公益保護の趣旨に鑑み、必ずしも全国的な需要者間に認識されていることを要しない。
- (2) 「著名なもの」に該当するか否かについては、使用に関する事実、例えば、次の①から④までの事実を総合勘案して判断する。この場合、標章によっては、短期間で著名となる蓋然性が高いと認められる場合があることに留意する。
  - ① 実際に使用されている標章
  - ② 標章の使用開始時期、使用期間、使用地域
  - ③ 標章の広告又は告知の方法、回数及び内容
  - ④ 一般紙、業界紙、雑誌又は他者のウェブサイト等における紹介記事の掲載回数及

## び内容

### 6. 「同一又は類似の商標」について

本号における類否は、国等の権威、信用の尊重や国等との出所の混同を防いで需要者の利益を保護するという公益保護の観点から、これら国等を表示する標章と紛らわしいか否かにより判断する。

(注) 以下をクリックすると、商標審査便覧又は審判決要約集をご覧になれます。

#### ○商標審査便覧

42.103.01 商標法第4条第1項第3号及び同第5号の解釈について

89.02 国若しくは地方公共団体等又は公益的事業等を表示する標章に関する情報提供について

#### ○審判決要約集（第4条第1項第6号）